

拠出型企業年金保険（Ⅱ）：ドリームライフ

¥ 拠出型企業年金保険(II) : ドリームライフ

在職中にこつこつ積み立て
充実したセカンドライフにおすすめのマネープラン!

✓ 本制度の3つの特長

- 公的年金受給開始前の「つなぎ年金」として活用できます。
- 支払った掛け金は「個人年金保険料控除」の対象となります。
所定の要件を満たすことにより、個人年金保険料控除が受けられ、実質的な税負担額が軽減されます。
(注) 詳細についてはP65「税法上の取り扱い」をお読みください。
- 予定利率は1.25%です。
(注) 令和2年1月1日時点。予定利率は将来的に変更されることがあります。
また予定利率は掛け金のうち引受け保険会社の保険事務費等を控除した額に対する利率であり、
掛け金に対する利率ではありません。予定利率は預金等の利回りとは異なります。

✓ 意向確認のお願い

ご加入(増口)にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、ご自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。

(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

以下の契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

- チェック
- 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛け金払込累計額を下回ることがあります。
⇒ 詳細はP61・62「給付額試算表」、P120「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。
 - 給付内容・給付額試算表の金額等はご意向(ニーズ)に沿っていますか?
⇒ 詳細はP61・62「給付額試算表」、P63「年金・一時金のお支払いと受取人」、P64「年金の種類」をお読みください。
 - 掛け金・掛け金払込方法・掛け金払込期間はご意向(ニーズ)に沿っていますか?
⇒ 詳細はP63「掛け金」をお読みください。

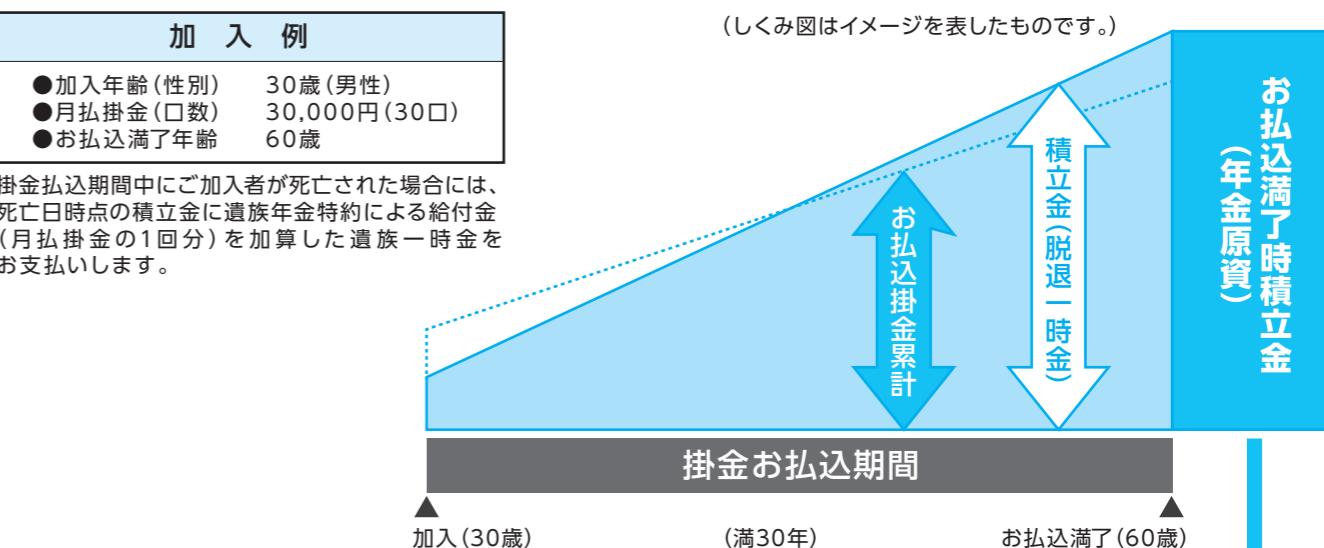
✓ 制度の概要

この制度は拠出型企業年金保険(II)の税制適格プランで、在職中に掛け金を積み立て、払込満了時の積立金を原資として払込満了時(または加入10年以上満56歳以上の脱退時)に次の年金種類から1つをお選びいただけます。

しくみ図

加入例	
● 加入年齢(性別)	30歳(男性)
● 月払掛け金(口数)	30,000円(30口)
● お払込満了年齢	60歳

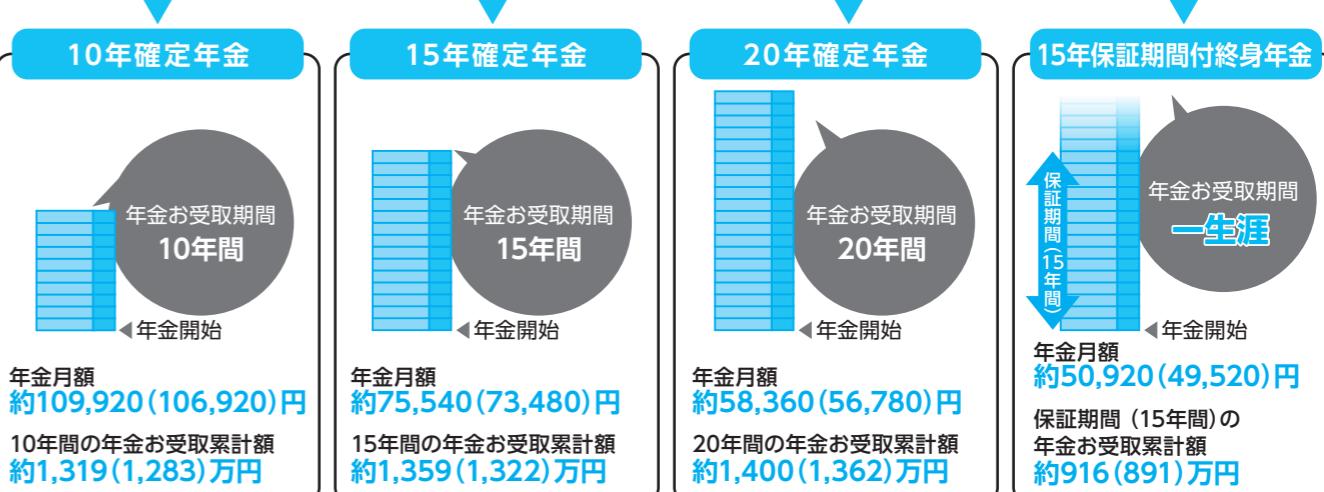
掛け金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛け金の1回分)を加算した遺族一時金をお支払いします。



お払込満了までの掛け金累計額	1,080万円
お払込満了時積立金(年金原資)	【I表該当会社】約1,219万円 【II表該当会社】約1,253万円

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛け金累計額を下回ることがあります。詳しくはP120「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をご覧ください。

お払込満了時に以下の年金種類から1つをお選びいただけます。



年金のお受け取りに代えて、お払込満了時の積立金を一時金で受け取ることもできます。



(注)【I表該当会社】と【II表該当会社】では給付額が異なります。I表については()内の給付額、II表については()なしの給付額となります。【I表該当会社】と【II表該当会社】はP145・146でご確認ください。

(注)記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
数値の算出条件の詳細は、P62<「しくみ図・給付額試算表の記載数値について」>をご覧ください。

(注)記載の積立金および年金月額は令和2年1月1日時点の基礎率等にもとづき計算したものです。
積立金および年金月額はご加入時点で定まるものではありません。実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

給付額試算表

<月払掛金 15,000円(15口)加入、60歳年金開始の場合>

【I表該当会社】月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

加入年数	掛金累計額	積立金(脱退一時金額)	返還予定率	年金月額					
				10年確定年金		15年確定年金		20年確定年金	
				男性	女性				
1年	180,000	約 176,600	98%	約 1,540	約 1,060	約 820	約 710	約 630	
2	360,000	約 354,700	98%	約 3,110	約 2,130	約 1,650	約 1,440	約 1,270	
3	540,000	約 534,200	98%	約 4,680	約 3,210	約 2,480	約 2,170	約 1,910	
4	720,000	約 715,300	99%	約 6,270	約 4,310	約 3,330	約 2,900	約 2,560	
5	900,000	約 898,300	99%	約 7,870	約 5,410	約 4,180	約 3,640	約 3,220	
6	1,080,000	約 1,082,900	100%	約 9,490	約 6,520	約 5,040	約 4,390	約 3,880	
7	1,260,000	約 1,269,200	100%	約 11,130	約 7,640	約 5,910	約 5,150	約 4,550	
8	1,440,000	約 1,457,400	101%	約 12,780	約 8,780	約 6,780	約 5,920	約 5,230	
9	1,620,000	約 1,647,200	101%	約 14,440	約 9,920	約 7,670	約 6,690	約 5,910	
10	1,800,000	約 1,839,000	102%	約 16,120	約 11,080	約 8,560	約 7,470	約 6,600	
11	1,980,000	約 2,032,500	102%	約 17,820	約 12,240	約 9,460	約 8,250	約 7,290	
12	2,160,000	約 2,228,000	103%	約 19,530	約 13,420	約 10,370	約 9,050	約 8,000	
13	2,340,000	約 2,425,200	103%	約 21,260	約 14,610	約 11,290	約 9,850	約 8,710	
14	2,520,000	約 2,624,200	104%	約 23,010	約 15,810	約 12,220	約 10,660	約 9,420	
15	2,700,000	約 2,825,300	104%	約 24,770	約 17,020	約 13,150	約 11,470	約 10,140	
16	2,880,000	約 3,028,400	105%	約 26,550	約 18,240	約 14,100	約 12,300	約 10,870	
17	3,060,000	約 3,233,100	105%	約 28,350	約 19,480	約 15,050	約 13,130	約 11,610	
18	3,240,000	約 3,439,800	106%	約 30,160	約 20,720	約 16,010	約 13,970	約 12,350	
19	3,420,000	約 3,648,400	106%	約 31,990	約 21,980	約 16,980	約 14,820	約 13,100	
20	3,600,000	約 3,859,300	107%	約 33,840	約 23,250	約 17,970	約 15,670	約 13,860	
21	3,780,000	約 4,072,200	107%	約 35,710	約 24,530	約 18,960	約 16,540	約 14,620	
22	3,960,000	約 4,287,500	108%	約 37,590	約 25,830	約 19,960	約 17,410	約 15,390	
23	4,140,000	約 4,505,200	108%	約 39,500	約 27,140	約 20,970	約 18,300	約 16,180	
24	4,320,000	約 4,725,500	109%	約 41,440	約 28,470	約 22,000	約 19,190	約 16,970	
25	4,500,000	約 4,947,800	109%	約 43,380	約 29,810	約 23,040	約 20,100	約 17,760	
26	4,680,000	約 5,172,900	110%	約 45,360	約 31,170	約 24,080	約 21,010	約 18,570	
27	4,860,000	約 5,400,000	111%	約 47,350	約 32,530	約 25,140	約 21,930	約 19,390	
28	5,040,000	約 5,630,000	111%	約 49,370	約 33,920	約 26,210	約 22,870	約 20,210	
29	5,220,000	約 5,862,100	112%	約 51,400	約 35,320	約 27,290	約 23,810	約 21,050	
30	5,400,000	約 6,097,200	112%	約 53,460	約 36,740	約 28,390	約 24,760	約 21,890	

(注1) 積立金、返還予定率および年金月額はご加入時点で定まるものではありません。実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

(注2) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回る可能性があります。

(注3) 年金の受取要件については、P63「年金・一時金のお支払いと受取人」をお読みください。

【I表該当会社】東急不動産、東急ハンズ、東急リバブル、石勝エクステリア、石勝グリーンメンテナンス、東急コミュニケーションズ、東急リゾート、東急リゾートサービス、東急ホームズ、東急住宅リース、東急リバブルスタッフ、東急Re・デザイン、ハンズラボ、ライフ＆ワークデザイン

【II表該当会社】東急、東急電鉄およびI表該当会社以外の加入会社

(注1) P145・146に記載の現在加入者がいない★☆の会社については、5名以上の申込みがあった場合に加入が可能になります。

★☆の会社はI表、☆の会社はII表該当会社です。

(注2) I表該当会社とII表該当会社間で転籍される場合は転籍時に脱退いただくことになります。

上記数値については、P62「くしくみ図・給付額試算表の記載数値について」をご確認ください。

【II表該当会社】月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位:円)

加入年数	掛金累計額	積立金(脱退一時金額)	返還予定率	年金月額					
				10年確定年金		15年確定年金		20年確定年金	
				男性	女性				
1年	180,000	約 178,000	98%	約 1,560	約 1,070	約 820	約 720	約 630	
2	360,000	約 357,700	99%	約 3,130	約 2,150	約 1,660	約 1,450	約 1,280	
3	540,000	約 539,100	99%	約 4,720	約 3,240	約 2,510	約 2,190	約 1,930	
4	720,000	約 722,500	100%	約 6,330	約 4,350	約 3,360	約 2,930	約 2,590	
5	900,000	約 907,800	100%	約 7,960	約 5,470	約 4,220	約 3,680	約 3,260	
6	1,080,000	約 1,095,200	101%	約 9,600	約 6,590	約 5,100	約 4,440	約 3,930	
7	1,260,000	約 1,284,700	101%	約 11,260	約 7,740	約 5,980	約 5,210	約 4,610	
8	1,440,000	約 1,476,300	102%	約 12,940	約 8,890	約 6,870	約 5,990	約 5,300	
9	1,620,000	約 1,670,000	103%	約 14,640	約 10,060	約 7,770	約 6,780	約 5,990	
10	1,800,000	約 1,865,700	103%	約 16,360	約 11,240	約 8,680	約 7,570	約 6,700	
11	1,980,000	約 2,063,900	104%	約 18,090	約 12,430	約 9,610	約 8,380	約 7,410	
12	2,160,000	約 2,264,000	104%	約 19,850	約 13,640	約 10,540	約 9,190	約 8,130	
13	2,340,000	約 2,466,200	105%	約 21,620	約 14,860	約 11,480	約 10,010	約 8,850	
14	2,520,000								

加入資格

加入日現在、満50歳未満の方で、払込満了日までの期間が満10年以上あるとうきゅうグループ(P145・146参照)の役員および従業員(非日勤を除く)。

退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

掛け金

●加入口数

3,000円(3口)以上100,000円(100口)以下で、1,000円(1口)単位でお取り扱いいたします。

●払込方法

月払掛け金は毎月の給与からお引き去りいたします。

●払込満了日

会社ごとに以下のいずれかで設定されています。P145・146「とうきゅうグループ団体保険制度会社別加入一覧」をご確認ください。
記載の数字により以下のとおりの払込満了日となります。

- 1. 60歳に達した直後の3月末日および9月末日
- 2. 60歳に達した直後の3月15日および9月15日
- 3. 60歳に達した日の属する月の末日

●掛け金負担者

ご加入者

新規加入・増口および一部掛け金払込中止

●新規加入

毎年1回10月1日に新規加入のお取り扱いをいたします。

●増口(掛け金の増額)

毎年1回10月1日に増口のお取り扱いをいたします。

●一部掛け金払込中止(掛け金の減額)

以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により毎年1回10月1日に一部掛け金払込中止のお取り扱いをいたします。

ただし、3,000円(3口)以上のお払い込みの継続が必要となります。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済 ⑦その他掛け金のお払い込みに支障のある場合

配当金

●毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

●配当金は一時金受取できません。

・年金受給権取得前の配当金は全額が積立金の増額に充当されます。

・なお、年度途中に脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。

・年金受給権取得後の配当金は全額が年金の増額に充当されます。

年金・一時金のお支払いと受取人

年金・一時金のお支払い

●年金

年金開始日(年金受給権取得日の翌月1日)より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者に年金をお支払いします。

なお、年金受給権取得時に積立金(年金原資)の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただきます。

(ただし、年金のお支払事務は事務幹事会社が行います)

年金のお支払いに代えて、積立金を一時金でお支払いすることもできます。

■年金受給権取得日

①払込満了日

②加入10年以上かつ満56歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき

(ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延以後の掛け金のお払い込みはできません。)

■年金受給権取得の繰延(任意繰延)

年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることができます。

なお、繰延選択以後は、掛け金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。

■年金支払時期

年金は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日に、年金支払期日以降、当該支払月の前月までの分をお支払いします。

(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお支払いします。)

●脱退一時金

年金受給権取得日前(掛け金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金にてお支払いします。

●遺族一時金

年金受給権取得日前(掛け金払込期間中)にご加入者が死亡された場合、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛け金の1回分)を加算した額を遺族一時金の受取人(労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族)にお支払いします。

受取人

●年金・脱退一時金

ご加入者

●遺族一時金

労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族

(注)ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第43条第2項に規定される遺言の取り扱いは除きます。)

年金の種類

10年確定年金

●年金開始日以降、10年間、年金をお支払いします。

●ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお支払いします。

●ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余期間中、年金をお支払いするか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお支払いします。

15年確定年金

●年金開始日以降、15年間、年金をお支払いします。

その他の取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

20年確定年金

●年金開始日以降、20年間、年金をお支払いします。

その他の取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15年保証期間付終身年金

●年金開始日以降、保証期間中(15年間)はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお支払いします。

保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお支払いします。

●ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお支払いします。この場合、15年の保証期間が経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお支払いを再開します。

ただし、年金再開後は一時金支払のお取り扱いはできません。

●ご加入者が保証期間中に死亡された場合、継続受取人(※)に残余保証期間中、年金をお支払いするか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお支払いします。

(注)ご加入者が死亡された時期によっては、お支払累計額がお支払掛け金累計額・年金原資(積立金)を下回ることがあります。

(※)継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

個人情報のお取り扱い

保険契約者(団体)は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)[以下、個人情報]を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

①各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い

②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス^(*)の案内・提供および契約の維持管理

③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービス^(*)の充実

④その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者(団体)および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することができます。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

☑ 税法上のお取り扱い

令和2年1月時点

掛 金

ご加入者が負担された掛金は、個人年金保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)

※生命保険料控除税制改正について

平成24年1月1日以後の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては平成23年12月31日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- ・年金の給付を目的とする契約であること。
- ・年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
- ・年金の支払いは年1回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
- ・年金支払開始前の剩余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
- ・年金受取人は、被保険者本人であること。
- ・加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は10年以上であること。
- ・年金の支払いは終身または支払開始年齢が満60歳以上で支払期間は10年以上であること。

年 金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が25万円以上となる場合は、税率10.21%の所得税を源泉徴収します。

(平成25年1月より復興特別所得税が含まれます。)

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

(所得税法第35条・第207条・第208条・第209条、所得税法施行令第326条)

※平成22年10月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※平成25年1月1日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。

(所得税法第209条、所得税法施行令第326条)

より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

一時所得金額=脱退一時金-払込掛金累計額-特別控除(最高50万円)

一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。

なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあった場合には、それらを合算して適用されます。

(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)

遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があった場合には、それらを合算して適用されます。

(相続税法第3条・第12条)

(注) 税務のお取り扱いについては、令和2年1月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

MEMO

重要事項のご説明 (拠出型企業年金保険(II):ドリームライフ)

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。

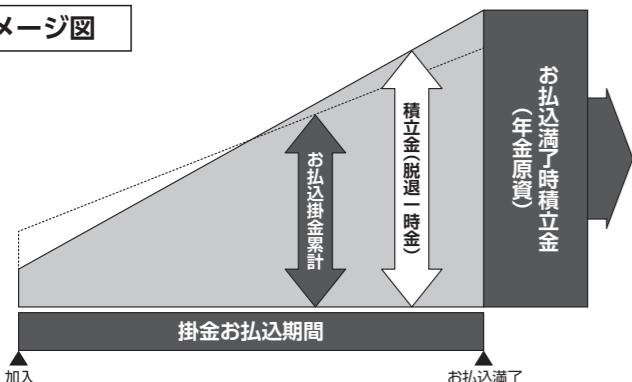
1. 商品名称

拠出型企業年金保険(II)・拠出型企業年金保険(II)遺族年金特約

2. 商品の特徴

拠出型企業年金保険は、自助努力による財産形成や老後生活資金を準備

イメージ図



3. 加入資格、掛金等

加入資格、加入日、掛金、払込方法、払込満了日等につきましてはP63にてご確認願います。

退職により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

4. 年金・一時金のお支払い

①年金

年金開始日(年金受給権取得日の翌日1日)より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者に年金をお支払いします。

なお、年金受給権取得時に積立金(年金原資)の委託先を引受保険会社の中から1社お選びいただきます。

(ただし、年金のお支払事務は事務幹事会社が行います。)

年金のお支払いに代えて、積立金を一時金でお支払いすることもできます。

■年金受給権取得日

I. 払込満了日

II. 加入10年以上かつ満56歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき

(ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳以上となるまで年単位で繰り延べることとなります。なお、繰延以後の掛金のお払い込みはできません。)

■年金受給権取得の繰延(任意繰延)

年金受給権取得を1年単位で最長10年間繰り延べることができます。

なお、繰延選択以後は、掛金のお払い込み、繰延期間の変更、繰延期間終了後の再繰延のお取り扱いはできません。

■年金支払時期

年金は、毎年2月、5月、8月および11月の各20日に、年金支払期日以降、当該支払月の前月までの分をお支払いします。(20日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお支払いします。)

②脱退一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時点の積立金を一時金でお支払いします。

③遺族一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者が死亡された場合、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の1回分)

するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。掛金払込期間中に積立を行い、掛金払込満了時に給付金が支払われます。また、掛金払込期間中に死亡された場合には死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の1回分)が加算された金額が支払われます。

年金

10年確定年金、15年確定年金、
20年確定年金、15年保証期間付終身年金

を加算した額を遺族一時金の受取人(労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族)にお支払いします。

5. 積立金について

将来の支払予想額につきましてはP61・62「給付額試算表」にてご確認願います。(将来の支払額をお約束するものではありませんのでご留意願います。)

6. 配当金

●毎年の配当金はそれぞれお支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

●配当金は一時金受取できません。

・年金受給権取得前の配当金は全額が積立金の増額に充当されます。なお、年度途中に脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。

・年金受給権取得後の配当金は全額が年金の増額に充当されます。

7. 引受保険会社

この保険は掛け金の払込割合および給付の負担割合を引受割合とする共同取扱契約であり、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、掛け金の払込割合と相違する場合があります。)なお、引受保険会社および引受割合は変更することができます。また、事務幹事会社は各引受保険会社の委託を受けて事務を行います。

●引受保険会社および掛け金の払込割合(令和2年1月1日時点)

第一生命保険株式会社(28%)【事務幹事会社】

東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)

日本生命保険相互会社(27%) 太陽生命保険株式会社(21%)

住友生命保険相互会社(12%) 明治安田生命保険相互会社(12%)

8. 契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご加入(増口)のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入(増口)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。なお、年金・一時金のお支払い条件や、お支払いできない場合などの詳細や契約内容などにつきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1. ご加入(増口)のお申し込みの撤回等に関する事項

(クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、ご加入(増口)のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。ご加入(増口)に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. ご加入の責任開始期

●ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。

●生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 年金・一時金をお支払いできない場合

●継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。

ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかつた年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人(故意にご加入者を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります。(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。)

●ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。

この場合、既に払い込まれた掛け金は払い戻しません。

●ご契約者(団体)、ご加入者、受取人または継続受取人(※1)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生しこの保険契約の全部または一部を解除したとき。

この場合、所定の返戻金をお支払いします。

●この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。

重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

(※1) 継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

(※2) 重大な事由とは、以下のとおりです。

①ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき(未遂を含みます)。

②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)。

③その他、ご契約者(団体)、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4. 掛け金のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

5. 積立金(年金原資、脱退一時金)について

この保険ではお払い込みいただいた掛け金がそのまま積み立てられるのではなく、掛け金から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがいまして、加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金)が掛け金払込累計額を下回ることがあります。金額については、P61・62「給付額試算表」をご確認ください。

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

●年金・一時金のご請求は、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはできません。

●年金・一時金の支払事由が生じた場合、他にご加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、予定利率等を変更することができます。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者(団体)に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはできません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

●保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。

●引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] TEL: 03-3286-2820

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 照会窓口

この保険に関するお手続きやご加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者(団体)経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。

照会窓口: 東急保険コンサルティング株式会社

フリーコール 0120-953-809

拠出型企業年金保険(II) : ドリームライフ

「加入申込書」記入要領

MEMO

☑ 申込み手続き

「加入申込書」記入要領

申込締切日
令和2年
7月15日(水)加入申込書は、ボールペンで記入ください。
文字の消せるボールペンは使用しないでください。記入例は、掛金を次のとおり増額する場合の記入方法です。
月 払…現在30,000円の掛金を30,000円増額して今後60,000円とする場合。

(掛金の増減額につきましては、団体との契約内容により、取り扱いできない場合がありますので事務担当者へご確認の上、記入願います。)

初めての加入の場合は
新規加入の ①
それ以外の場合は
既加入の ②
どちらかの番号に○をしてください。

所属コードは記入不要です。

太枠内をご記入、押印ください

ドリーム年金[拠出型企業年金保険(II)] 加入申込書(掛金の増減)

パンフレットを受領し、契約内容・給付額算定表の金額・保険料(掛金)等が意向(ニーズ)に沿った内容となっていることを確認(チェック)の上申込みます。
また、記載の契約概要・注意喚起情報および個人情報の取扱いについて了承・同意のうえ申込みます。
この保険契約が、共同取扱契約の場合、各保険会社が各引受保険会社の委託を受けて事務を行います。
引受会社・引受け会社はパンフレットにてご確認ください、あるいは、団体宛て照会ください。

第一生命保険株式会社 行

団体名
株式会社○○○○

1 所属コード(左詰め) 20
1 0 0 2 0

48職種

59 加入区分 60 加入者番号(右詰め) 69 70 加入者名 89 申込印 90 性別 91 生年月日
① 新規加入 ② 既加入 3437 ニガナ ネンキン タロウ
社員番号を右詰めで記入ください
漢字 年金 太郎
印鑑欄
《団体事務担当者記入欄》
職種を使用していない場合は記入不要です。

社員番号を右詰めで記入ください。

スタンプ印は使用できません。

現在の掛金
月 払 (払方1)
104 加入年月 105 和暦年月
0 2 1 0
から
掛金 (円)
30 000

増減区分
108
+ 新規
+ 増口
- 一部払込中止

今回申込額
109
増減額 (円)
3 0 0 0 0

合計額 (円)
= 6 0 0 0 0

現在の掛金を記入ください。
新規加入の場合は記入不要です。

今回増減する額を記入ください。
申込後の掛金ではありません。

・<現在の掛金>と<今回申込額>を加減した金額を記入ください。
・掛金は、最低3,000円から1,000円単位にて最高100,000円までの金額を記入ください。

申込みされる前に、以下の点についてご確認ください。
■記入漏れ、押印漏れはありませんか?
■申込みの金額(増減区分・今回申込額・今回申込後の掛金)に間違いはありませんか?
※訂正(変更)がある場合には、二重線で抹消し、申込印と同一印を押印の上、訂正(変更)ください。

現在の掛金を記入ください。
新規加入の場合は記入不要です。

新規……初めて加入される場合は ①
増口……掛金を増額される場合は ②
一部払込中止……掛金を減額される場合は ③
該当する増減区分の番号を○で囲んでください。

今回増減する額を記入ください。
申込後の掛金ではありません。

<現在の掛金>と<今回申込額>を加減した金額を記入ください。
掛金は、最低3,000円から1,000円単位にて最高100,000円までの金額を記入ください。

《第一生命使用欄》
開販所管受付
本社受付

○内容を訂正される場合は二重線で抹消し、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容を記入ください。

○加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので「加入申込書」の提出は不要です。

